

第 6 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 9 年 6 月 1 6 日 (金) 午後 3 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 たぐち よしのり むくした たもつ みやもと まさはる もりやま たかゆき
6 田口 慶則・7 椋下 保・14 宮本 政春・15 守山 孝之
なかたに ひでや にしもり よしのり ゆうき しんぞう もろと よしあき
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晉三・20 諸戸 善昭
なかの こ かたおか まさいく
22 中野たつ子・23 片岡 眞郁

以上 1 0 名

欠席部会委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：坂口担当主幹 白山：村山担当副主幹
美杉：前山主査

議事録署名者 たぐち よしのり むくした たもつ
6 田口 慶則・7 椋下 保

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 6 号 非農地証明願について
議案第 7 号 経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第6回第2農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名委員に6番 田口委員、7番 椋下委員、よろしくお願いします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。よろしくお願いします。</p>
事 務 局	<p>座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案書1ページお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から3で、合計件数は3件、合計面積が8,916㎡、内訳としまして田が6,867㎡、畑が2,049㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約をしたものであります。</p> <p>続きまして、2ページから5ページのほうをお願いいたします。</p> <p>報告第2号です。農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から8で、5ページのほうをご覧いただきたいと思っております。合計のところでは、件数は8件で、合計面積は4万6,185.65㎡、内訳としまして田が3万5,542.65㎡、畑が1万343㎡、その他、これは台帳地目が山林となっております畑になります。これが300㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が宅地などになっているところにつきましては、無断転用の可能性があるということで、届出人に対して指導をさせていただいております。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、進入用道路。</p> <p>番号2、戸建て宅地分譲用地。</p> <p>番号3、長屋住宅用地。</p> <p>番号4、戸建て宅地分譲用地。</p> <p>以上、件数は4件で、合計面積は1,393.63㎡、このうち田が1,137㎡、畑が241㎡、その他ですけれども、これは台帳地目が宅地になっている畑で15.63㎡でございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積につきましては田で238㎡でございます。</p> <p>報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p>

事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

次に、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局

議案書8ページ、9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

申しわけありません、訂正がございます。

番号3の栗葉の案件をご覧いただきたいと思っております。申請地につきましては、8筆分の申請が出ておりますが、このうち5件を取り下げて3筆の申請に訂正をするということで、取り下げる5件につきましては、この案件の1行目、中村町国主谷_____、田で205㎡から5行目の同所で_____、畑で83㎡、この1筆までの5件を取り下げということで抹消いただきますようお願いしたいと思います。その下の3筆について、今回の申請ということになります。その下の小計の欄ですけれども、1,945㎡とありますが、これが3筆分で、1,090㎡にご訂正いただきますようお願いいたします。1,090㎡ということで、ご訂正のほうをよろしくをお願いいたします。申しわけありません。

それでは番号1のほうから説明させていただきます。よろしく申し上げます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 9,552㎡、渡人 _____、面積 6,872㎡、申請地 戸木町狐塚_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 115㎡。

続きまして、番号2、地区 久居、受人 _____、面積 6,872㎡、渡人 _____、面積 9,552㎡、申請地 戸木町狐塚_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 115㎡。

この2件につきましては、それぞれの自作地を相互に交換するという申請になります。

番号3です。地区 栗葉、受人 _____、面積 6,213㎡、渡人（有）_____ 代表取締役 _____、面積 1,945㎡、申請地は中村町国主谷_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 36㎡外2筆で、合計面積 1,090㎡です。先ほどご訂正いただいた部分になります。

これにつきましては、受人は、以前に代表取締役を務めておりました渡人である法人から、申請地の贈与を受けるということでございます。

番号4、地区 家城、受人 _____、面積 6万281㎡、渡人 _____、面積 2,123㎡、申請地 白山町藤里東_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1,476㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 川口、受人 _____、面積 4,867㎡、渡人 _____、面積 2,596.91㎡、申請地 白山町川口小野_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 466㎡外1筆で、合計面積が710㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 川口、受人 _____、面積 4,867㎡、渡人 _____、面積 1万996.3㎡、申請地 白山町川口山際_____、台帳地目・

現況地目とも田で、面積 9. 37 m²外3筆で、9ページのほうに移りますが、合計面積で264. 37 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 川口、受人 _____、面積 4, 867 m²、渡人 _____、面積 5, 157 m²、申請地 白山町川口小野 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 301 m²外1筆で、合計面積 445 m²です。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 大三、受人 _____、面積 6, 061. 61 m²、渡人 _____、面積 491 m²、申請地 白山町二本木北和知野 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 112 m²です。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 竹原、受人 _____、面積 1万3, 437. 91 m²、渡人 _____、面積 7, 434 m²、申請地 美杉町竹原大垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 1, 057 m²外9筆で、合計面積 4, 675. 3 m²。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上で、件数は9件、一部取り下げの部分がありましたので、面積のほう訂正をお願いしたいと思います。合計面積は今9, 857. 67となっておりますが、9, 002. 67 m²になります。このうち田が3, 508. 37とありますが、これを2, 771. 37 m²、畑が6, 349. 3とありますけれども、これが6, 231. 3 m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番。

田口委員 6番 田口です。
去る9日の日に地元推進委員、椋下委員、諸戸部会長、私、事務局職員と現地確認をしてまいりました。事務局の説明どおりでございます。
場所は、_____の北側で、同じ面積による交換であることから地元推進委員も問題ないということでございます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。3番お願いします。

椋下委員 7番、椋下でございます。
6月の9日の日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員、事務局職員、私とで確認をさせていただきました。
場所につきましては、国道165号線沿いにある_____より西へ400mぐらいのところでございます。事務局説明のとおりでございます。何ら問題

はないと考えておりますので、よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。

6月の9日の日に現地立ち会いということで、地元推進委員、中谷委員、私、事務局職員と現地立ち会いをさせていただきました。

場所は、_____沿いにある_____より北側で県道沿いなんですけれども、通常時は田んぼであることから田植えをされ、きれいな状態でした。何ら問題ないように判断させていただきました。

以上です。

議長 ありがとうございます。5番、6番、7番、8番についてお願いします。

中谷委員 9日の日に西森、中谷両委員、地元推進委員、白山総合支所職員で確認をしてまいりました。

場所が_____沿いにある_____の入り口と_____の間あたりで_____の南側に位置します。譲受人は仕事を辞められてから畑仕事をしたいということで、自宅の周りがある土地を譲っていただくということで話が進んでいたようです。譲受人は毎年文化祭等で野菜など、たくさん出品している方ですので、何ら問題はないかと思えます。

また、8番は_____にある_____から_____のほうへ抜ける道の間あたりにあるところです。道路脇にある狭い土地でした。地元推進委員も一緒に確認をしていただいております、道路沿いで申請面積が小さいことから、畑以外に使用される可能性があることから、面識のある譲受人に対して、今後も畑として管理していただくよう伝えていただくとのことでした。他は特に何ら問題はないかと思えます。

議長 はい、ありがとうございます。9番、お願いします。

結城委員 18番 結城です。

竹原9番について説明をいたします。

9日の日に現地確認を地元推進委員と事務局で行いました。受人は農地の拡大をしようとしていたところ、渡人から茶園を引き受け耕作してほしいとの依頼があったため、当申請をすることになったとのことでした。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案書10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。</p> <p>番号1、地区 榊原、申請者 _____、申請地 榊原町東山_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 479㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を農家用住宅用地とするものです。</p> <p>なお、この転用につきましては、この4条の申請と同時に、_____と30年間の土地使用貸借契約を締結して行うということで、この後出てきますけれども、農地法第5条の許可申請もあわせて提出されております。農地区分につきましては、第2種農地と判断されます。</p> <p>件数はこの1件で、この案件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。1番、お願いします。</p>
椋下委員	<p>7番 椋下でございます。</p> <p>これも6月の9日の日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員、久居総合支所職員、私で確認をさせていただきました。</p> <p>場所につきましては、_____から北へ約200mのところでございます。事務局説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議 長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>11ページから12ページのほうをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。</p>

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居相川町北相川_____、台帳地目・現況地とも畑で、面積 7 1 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自宅の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居相川町北相川_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 3 4 2 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を山林とするものですが、昭和初期から竹林となっているということで、所有者から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居藤ヶ丘町西硯石_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 7 6 6 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を店舗及び駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 (有) _____ 代表取締役 _____、申請地 久居明神町風早_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1 9 8 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を店舗用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町稲里_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 8 9 m²外5筆で、合計面積 1, 3 7 2 m²です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、4 6 3. 3 m²、メンテナンススペースを確保するという
ことで、パネルの設置率といたしましては、転用面積の3 3. 8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町稲里_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 1 3 3 m²外1筆で、合計面積で1, 0 0 9 m²です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、4 2 4 m²、パネルの設置率は、4 2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 大井、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町井関下名倉_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 3 4 0 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1 5 7. 4 4 m²、設置率といたしましては、4 6. 3%
になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 大井、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町井関下名倉_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 6 3 8 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電の関連機材の資材置き場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町庄
村日置前_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 292㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町
川口上野_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 6.61㎡。

これにつきましては、昭和36年4月から受人宅への進入路として利用されており、渡人から申請地を譲り受けるもので、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

12ページをお願いいたします。

番号11です。地区 ハッ山、受人 _____、渡人 _____、申請地 白
山町山田野福岡前_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 42㎡外1
筆で、合計面積 104㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をバーベキュースペース及び進入用道路とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 川上、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町
川上温水田_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 156㎡。

これにつきましては、平成11年ごろから倉庫用地ということで利用されておりまして、渡人のほうから始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 上多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉
町上多気奥新田_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 29㎡外2筆
で、合計面積 371㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置き場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 下多気、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 美杉町下多気中田_____、台帳地目・現況地目とも
田で、面積 1,321㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、480.96㎡、土地が不整形であるということで、パネルの設置率といたしましては、36.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉
町下之川上村_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 631㎡ 外1
筆で、合計面積 697㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置き場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は15件です。合計面積は、7,683.61㎡、このうち田が2,701.61㎡、畑が4,982㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局説明がありました。立ち会っていただきま

した地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、3番、4番お願いします。

田口委員

6番、田口です。

1番と2番は同じ場所ですので、一括して説明させていただきます。

9日の日に、地元推進委員、私、棕下委員、諸戸部会長、事務局職員で見えてまいりました。この1番と2番の場所は、ちょうど_____の中間に位置します。自宅の裏にある農地を自己の駐車場用地として取得し、この奥にあるもう1筆は、植林ということです。地元推進委員からは問題ないということで報告を受けました。

次に3番ですが、同じく9日の日に見てまいりました。

場所は_____より北へ約200mのところ、店舗用地ということで問題ないと思います。地元推進委員も同意見でした。

最後に4番ですが、これも9日の日に確認させていただきました。

場所は_____より北へ約50mのところ、これも店舗用地であることから、地元推進委員も問題ないとの意見でした。

以上です。

議長

ありがとうございます。5番、6番、お願いします。

棕下委員

7番、棕下でございます。

これも6月の9日の日に、守山会長、事務局長外3名、私とで確認をさせていただきました。地元推進委員は当日欠席でしたが、前日に確認済みということです。場所は_____から北へ約100mのところ、ございまして、事務局説明のとおり何ら問題はないと考えます。

それと6番については隣接地のため、さきほどの説明と一緒にとなります。守山会長をはじめ、確認をしていただきました。

以上でございまして、よろしくご審議お願いします。

議長

ありがとうございます。7番、8番、お願いします。

宮本委員

14番、宮本でございます。

9日の日、守山会長、事務局、地元推進委員とで立ち会いしました。場所は_____というところです。先月も当申請地に隣接する場所が申請されておりましたが、当地区は周辺農地も地元同意の基、既に太陽光事業の計画がある場所になりまして、資材置場での利用も含め、地元推進委員より何も問題がないという意見を聞いています。

よろしくご協議ください。

議長

ありがとうございます。9番、お願いします。

守山委員

15番の守山です。

9日の日に、宮本委員、守山、職員2名、地元推進委員で申請者の行政書士より説明を受けました。

場所は、_____と_____との交差する場所から少し西に行ったところです。当該地は昔より大雨時、大水が発生し水没する場所になっておりましたが、近年では排水整備もされこの隣接地に住宅が立ち並ぶようになってきました。

これらの経過を踏まえた上で地元推進委員から特に意見も出されませんでしたので、どうかよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。10番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。
9日の日に西森、中谷委員、地元推進委員、それと白山総合支所担当者と確認をしてまいりました。
場所は_____から東へおよそ1kmのところですか。自宅への進入路ということで、私が生まれる前からできていたもので、今さらどうしようないと思われるので何ら問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。11番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。
これも9日の日、中谷委員、私、地元推進委員、白山総合支所職員、それから受人というメンバーで現地立ち会い確認をしました。
現地は_____の東側に位置し、以前もこの隣接地で転用申請がありましたが、今回は自宅の裏にバーベキュースペースを作りたいということでした。現状も何もつくってない雑種地のような状態であったことから、何ら問題ないと判断させていただきました。

議長 ありがとうございます。12番、13番、14番、15番。

結城委員 18番 結城です。
それでは、12番から15番まで一括で説明をいたします。
まず、12番です。9日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。申請人は当該地を買い受けて倉庫を建築し、資材とか機械を置くのに建てたいということでございます。
13番。受人は_____でございます。地元推進委員と事務局で9日の日に現地を確認いたしました。当該地を買い受けてバイオマスの資材置き場にしたいということでございます。
それから14番。会長、部会長、本庁の事務局と地元推進委員で現地を確認いたしました。渡人は管理ができないことから譲渡し、受人が近隣の承諾を得たことから太陽光発電を設置したいと申請書を出されました。
最後に15番ですが、これは地元推進委員と現地確認をいたしました。当該地を買い受け資材置き場にしたいということでございます。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第3号については、許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 倭、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町南出福社_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 390㎡外1筆で、合計面積 597㎡。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は、367.95㎡、パネルの設置率といたしましては、61.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。</p>
中谷委員	<p>16番、中谷です。</p> <p>9日の日に西森、中谷委員と白山総合支所担当者で確認をしてみました。なお、地元推進委員は所用のため欠席をされておりましたが、事前に確認をされておりました。</p> <p>場所は、_____の南側にあたります。以前にも当該地の近くで同じように太陽光の申請が出ておりましたが、その南側になります。別に問題はないように思いますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。</p>
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。</p>

事務局 議案書14ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
でございます。

番号1、地区 栗葉、借人 特定非営利活動法人 _____ 理事長 _____、
貸人 _____、申請地 稲葉町稲初垣内_____、台帳地目・現況地
目とも田で、面積 1,088㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に5年間の使用貸借権を設定し、
申請地を隣接施設の駐車場用地とするものです。

なお、一部は既に駐車場として利用されておりまして、始末書の提出もされ
ております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 榊原、借人 _____、貸人 _____、申請地 榊原町東
山_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 479㎡。

これにつきましては、先ほど議案第2号の農地法第4条の許可申請の番号1
のところで申し上げましたとおりで、借人は、貸人との間に30年間の使用貸
借権を設定し、貸人とともに、申請地を農家住宅用地とするものです。農地区
分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は1,567㎡、このうち田が1,088㎡、
畑が479㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見
をお聞きします。1番、2番、お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。
1番につきましては、去る6月の9日の日に守山会長、事務局長外3名、私
で確認をさせていただきました。地元推進委員は当日欠席でしたが、前日に確
認済みということでございました。

場所は、_____から約300mのところでございます、事務局説明のと
おり何ら問題はないと考えます。

それから、2番でございますが、これは事務局から説明のあったとおり、議
案第2号のところで、説明したとおりで問題ないかと思えます。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意
見がお聞きしたいのですが、よろしいですか。

部会委員 <一同 はい>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号につい
て、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第6号 非農地証明願いについて議題とします。事務局、説明を願います。</p>
事 務 局	<p>15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 非農地証明願いについてでございます。</p> <p>番号1、地区 八知、願出者 _____、申請地 美杉町八知ヤナヲ _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 307㎡外2筆で、合計面積 994㎡です。</p> <p>これにつきましては、提出されております昭和50年3月4日国土地理院が撮影しました航空写真によりまして、申請地は、このとき既に山林になっていることが確認できます。</p> <p>番号2、地区 奥津、願出者 _____、申請地 美杉町奥津カシ尾 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 142㎡外1筆で、合計面積 545㎡。</p> <p>これにつきましては、提出いただきました平成7年4月27日に国土地理院が撮影しました航空写真によりまして、申請地は、このとき既に倉庫等が建築されていることが確認できます。</p> <p>続きまして、番号3、地区 上多気、願出者 _____、申請地 美杉町上多気須原 _____、台帳地目が畑、現況地目 山林、面積 729㎡外1筆で、合計面積が1,009㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地に植林されました樹木の切り株、年輪が32本あるということで、この写真が添付されております。</p> <p>以上、件数は3件で、合計面積としましては2,548㎡、このうち田が545㎡、畑が2,003㎡です。</p> <p>いずれの申請地につきましても、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地で、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、申請地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。事務局説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお願いします。1番から3番までお願いします。</p>
結城委員	<p>18番、結城です。</p> <p>1番から3番まで説明をいたします。</p> <p>9日の日に地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。昭和42年ごろ農作地として営むことができなくなって植林をしたと言われていました。必要書類の全てが添付してあるとの報告を聞きましたので、何ら問題はないかと思えます。</p> <p>2番については、地元推進委員と現地を確認いたしました。昭和53年月日不詳で建物が建築され、_____の倉庫として利用してきて、現在に至っておりますということでございます。</p> <p>3番については、会長、部会長、事務局、それから地元推進委員と現地を確認いたしました。</p>

時代とともに栽培もしなくなり荒らしてしまい、当時許可を得てから植林転用をしようとしたのですが、法を熟知していなかったため、植林を行ってしまったとのことでした。認識不足から現在に至っておりますが、必要書類は全て添付されておるとのことでした。よろしく申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 はい>

議長 それでは、意見もないようですので、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は証明することと決定したいと思えます。

それでは、次に、別冊としてお配りいたしました議案第7号 経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表のほうをご覧いただきたいと思えます。

下の合計欄のところです。

まず、久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万4,517㎡、畑の賃貸借で5,839㎡、契約件数は17件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で3万6,744㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6,861㎡、契約件数は88件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万4,738㎡、畑の使用貸借で2,446㎡、契約件数は5件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で2,193㎡、契約件数は2件でございます。

合計で田の集積につきましては、賃貸借、使用貸借を合わせまして6万8,192㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で1万5,146㎡、合計件数が112件で、合計面積が8万3,338㎡となっております。

認定農業者への集積状況でございます。

久居地区で8件、一志地区で39件、白山地区で2件、合計49件で、面積の合計が6万6,23㎡でございます。

今回の利用集積計画のうち、件数では44%、面積のほうでは73%が認定農業者への集積をされております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。利用集積

計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件についてご審議いたします。

整理番号6外105件の_____に関する分です。

_____委員、一時退室願ひします。

< 退 室 >

議長 よろしいですか。この106件について、いかがでしょうか。皆さん、どうです。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました106件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

入室をお願ひします。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願ひします。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。異議なしですね。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

これらの案件については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後 3 時 5 3 分

上記は、第 6 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____